

公 告

このたび南相馬市の岡田地区を受益地域とする県営岡田地区農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業）計画を変更したいので、土地改良事業の計画の概要につき南相馬市長と協議するに当たり、土地改良法第88条第6項で準用する同法第87条の2第8項の規定により下記事項を記載した書類とともに、この旨を公告します。

なお、変更後の土地改良事業計画の概要に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに知事宛意見書を提出してください。

令和7年7月14日

福島県知事 内 堀 雅 雄

記

- 1 縦覧に供する書類 変更後の土地改良事業計画概要書
- 2 縦 覧 期 間 令和7年7月15日から令和7年8月4日
- 3 縦 覧 場 所 南相馬市役所
- 4 意見書の提出方法等
 - (1) 意見書の提出方法
 - ① 持参、郵送、ファックス又は電子メールによること。
 - ② 様式、用紙規格は任意とする。
 - ③ 口頭又は電話での意見は受け付けない。
 - (2) 意見書の記載事項
 - ① 意見書の提出年月日
 - ② 意見提出者の氏名（団体の場合は、団体の名称及び代表者氏名）及び住所（団体の場合は主たる事務所の所在地）
 - ③ 電話番号（電子メールの場合は、メールアドレスも記載。）
 - ④ 当該土地改良事業名
 - ⑤ 当該土地改良事業の計画の概要に対する意見
 - (3) 意見書の提出先
 - ① 郵 送：〒975-0031 南相馬市原町区錦町1丁目30
相双農林事務所農村整備部農地計画課
 - ② ファックス：0244-26-1168
 - ③ 電子メール：seibi.af06@pref.fukushima.lg.jp